

加古川市上下水道局工事成績評定点通知実施要領

平成 18 年 5 月 10 日
管 理 者 決 定

(目的)

第 1 条 この要領は、加古川市上下水道局工事成績評定実施要領(平成 16 年 3 月 9 日管理者決定。以下「評定要領」という。)第 7 条に規定する評定点の通知に関し必要な事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 評定要領第 6 条に規定する工事成績評定点（以下「評定点」という。）の通知対象とする工事は、評定要領第 2 条に規定する工事とする。

(評定の通知)

第 3 条 経営管理課長は、当該工事の受注者に対し、評定点を工事成績評定通知書により通知するものとする。

(説明請求)

第 4 条 前条の規定による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に書面により、経営管理課長に対し、評定点に関して説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第 5 条 経営管理課長は、前条の規定により受注者から説明を求められたときは、当該請負者に対して、書面により回答するものとする。

2 前項の規定により回答をするときは、受注者との面談によるものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 10 日から施行し、平成 18 年 5 月 10 日以降に契約を締結する工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に契約を締結している工事については、なお従前の例による。